

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

2014

5

Vol.197



武蔵野東学園は、自閉症児の「生活療法（Daily Life Therapy[®]）」で世界的に知られていますが、健常児と自閉症児の「混合教育」の成果をあげるために健常児の教育の充実に力を注いできました。心を育てる教育を実践しています。

写真提供：学校法人 武蔵野東学園（東京都武蔵野市）

CONTENTS

- 平成26年度 私立大学等経常費補助金説明会..... 2
- 平成26年度 学校法人等基礎調査のご案内..... 3
- 事業団融資のご案内..... 4
- 連載②「魅力あふれる学校づくりを目指して」
健常児と自閉症児の「混合教育」をより推進するために..... 6
- 平成26年度の年金額..... 8
- 付加給付等の見直し／保健事業の見直し.....10
- 平成26年度 第1回 私学共済事務担当者研修会.....11
- 平成26年度 第1回 私学共済事務担当者連絡会／
平成26年度 生涯生活設計セミナーの開催.....12
- 積立共済年金・共済定期保険 平成26年度前期募集13
- INFORMATION.....14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内.....16

平成26年度 私立大学等経常費補助金説明会

私学事業団では、「平成26年度 私立大学等経常費補助金説明会」（以下、「説明会」といいます）を6月3日の東京会場を皮切りに、全国6会場で開催します。

1日目は、入門者向けに補助金制度の概要等について説明を行い、2日目には、補助金事務責任者向けに、申請上の留意点及び26年度の変更点等を中心とした説明を行います。なお、両日とも会場内に「相談コーナー」を設けますのでぜひご利用ください。

当日のタイムスケジュール等は、電子窓口でご案内していますので、ご確認ください。

説明会の対象者及び内容は次のとおりです。

1日目 「補助金制度の概要と事務の流れ」

（入門者向け）

主な対象者

補助金事務の経験年数がおおむね3年以内の担当者や、補助金事務担当者以外で申請書類作成に関係する方

主な内容

補助金制度の概要、申請事務の流れ等の基礎的な内容について、事例等を使って説明します。

①補助金計算の仕組みや申請事務の基本的な流れ（調査票提出から実績報告まで）

②各種調査票と補助金計算との関係

③会計検査院の実地検査の概要

2日目 「平成26年度の変更点と申請上の留意点」（補助金事務責任者向け）

主な対象者

補助金事務責任者を含む担当者

主な内容

文部科学省私学助成課から、私立大学等の振興方策の現状や、直接補助（耐震化・施設装置・設備及び教育研究活性化設備）について説明し、本事業団助成部補助金課から26年度の変更点、申請上の留意点、会計検査院の実地検査の状況等を説明します。

1 一般補助

①平成26年度の変更点

②申請上の留意点

2 特別補助

①平成26年度の変更点

②申請上の留意点

3 私立大学等改革総合支援事業

①平成26年度の変更点

②申請上の留意点

4 会計検査院の実地検査

①平成25・26年の検査状況

②過去の不当事項事例

会場での資料配付は行いません。ご参加いただく方は、事前に電子窓口にて資料を出力のうえ、持参してください。資料の掲載日は、別途ご案内します。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 補助金課

☎ 03(3230)7300～7311

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

説明会開催日程

札幌会場

北海学園大学
(札幌市豊平区)
6月11日(水)
6月12日(木)

大阪会場

近畿大学
(大阪府東大阪市)
6月18日(水)
6月19日(木)

名古屋会場

愛知大学
(名古屋市東区)
6月9日(月)
6月10日(火)

仙台会場

仙台ガーデンパレス
(仙台市宮城野区)
6月26日(木)
6月27日(金)

福岡会場

福岡工業大学
(福岡市東区)
7月2日(水)
7月3日(木)

東京会場

文京学院大学
(東京都文京区)
日程A 6月3日(火)
6月4日(水)
日程B 6月5日(木)
6月6日(金)

平成26年度 学校法人等基礎調査のご案内

「ホームページの調査様式をご活用ください」

学校法人等基礎調査は、特別支援学校・幼稚園・専修学校又は各種学校を設置している学校法人、学校法人以外の法人及び個人設置者を対象とする、私立学校の基本的かつ総合的な調査であり、都道府県のご協力を得て実施しています。

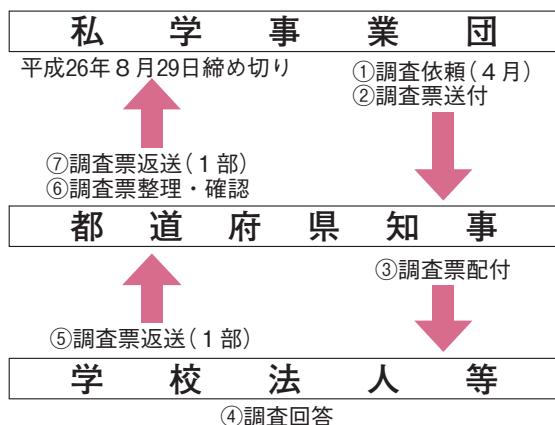
この調査は、文部科学省が実施していた「私立学校の財務状況調査」を平成11年度から私学事業団が引き継いだものです。本年度も引き続きご協力をお願いします。

集計結果は『今日の私学財政』※として刊行し、ご協力いただいた学校法人等にご活用いただいています。

なお、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校を設置している学校法人は、別途調査を実施していますので、本調査の対象にはなりません。

※『今日の私学財政』は、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人が設置する幼稚園・専修学校、各種学校の集計データも掲載しています。

助成業務



調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人等の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料とし、併せて学校法人等の運営の参考に供することを目的としています。なお、この調査内容は、前述の目的以外には使用しません。

調査票の配付・提出の手順

調査票のダウンロード

「学校法人等基礎調査」の様式、記入例、説明書を、本事業団のホームページからダウンロードできます。

調査票のダウンロードから提出の流れ

- ① 日本私立学校振興・共済事業団ホームページへアクセス
(<http://www.shigaku.go.jp/>)
- ② 「助成業務のご案内」をクリック
- ③ 「経営支援・情報提供」をクリック
- ④ 「平成26年度学校法人等基礎調査」調査様式等のダウンロードをクリック
- ⑤ 文書中段にある各ファイル名をクリックしダウンロード
- ⑥ データの入力、印刷
- ⑦ 各都道府県に1部提出
(都道府県の定めた期限までにご提出をお願いします)

調査票は、当該様式を利用してパソコンで入力・印刷したもの、あるいは都道府県から送付された調査票へ記入したもののうち、どちらかをご提出ください。

いずれの場合も、都道府県へ紙媒体で1部ご提出いただきますようお願いいたします。

大学・短期大学・高等専門学校法人の皆様へ

基礎調査票eマネージャ、私学情報提供システム等の利用時間のお知らせ

学校法人ポータルサイトにおいて学校法人の皆様にご利用いただいております基礎調査票eマネージャ、私学情報提供システム、電子窓口等については、原則終日ご利用いただけます。

ただし、月曜日が祝日等で休日の場合は、土曜日の正午から火曜日の午前9時までの間は休止させていただきますのでご注意ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(32330)7840(7843)
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

事業団融資のご案内

私学事業団では、私立学校教育の振興を図るため、私立学校の施設整備に要する資金、その他経営に必要な資金の融資を行っています。原資は、国の財政融資資金、私立学校教職員共済制度の年金運用資金等です。本事業団融資は、①長期資金（据置期間を含めて最大20年）、②固定金利（償還完了まで契約時の金利を適用）、③元金均等償還（償還の進行に応じて確実に元金が減少）を特長とします。

今月号では、事業団融資の概要をご案内します。

助成業務

事業団融資のチェックポイント

1	資金計画	事業費の20%以上の自己資金（負債の伴わないもの）が必要です。
2	融資額の算定	以下の3つの査定額のうち、最も低い金額が上限額となります。 ①事業査定…実施事業の規模から算出（事業費の80%以内） ②資産査定…法人の正味資産から算出（前年度決算書を用います） （総資産－総負債）×30% ③担保査定…担保物件の評価額から算出 担保物件の評価額×担保率（80%以内）
3	金利・ご返済	契約時の固定金利です。元金均等償還です。 償還時期は【元金：年1回（据置期間後） 利息：年2回の後払い】です。
4	担保物件	物上担保（土地・建物） ①評価するのは、土地のみとします。 ②評価額については、路線価をベースとし、事業団が算出します。 ③抵当権の順位は、事業団を第1順位とすることが条件となります。 ④事業団借入金残高がある場合は、借入申込額を加味して再評価を行います。 ⑤担保提供された建物の火災保険に質権を設定します。
5	連帯保証人	1名以上が必要です（原則として、学校法人の理事長等は連帯保証人となっていただきます）。
6	契約・資金交付時期	契約と資金交付は同月に行います。資金交付希望月の翌月までの事業費の支払状況に応じて交付します（申込書をご提出いただいてから審査等の期間として、通常2～3か月を要します）。
7	理事会にお諮り いただく内容	以下について、事業団融資申込の前に理事会にて承認が必要です。 ①事業団からの借入れについて ②担保物件について ③連帯保証人について
8	主な申込必要書類	申込書（含償還計画） 平成25年度決算書・平成26年度予算書 学校要覧 契約書（写） 提供担保物件一覧 建築確認済証（写） 図面（平面図等） 公図 登記簿謄本 連帯保証人明細書 等

融資の担当窓口（私学振興事業本部・融資課）

お借入れからご返済まで、法人所在地域ごとに担当窓口を置いています。お気軽にご相談ください。

北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・
栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県

→ ☎03(3230)7861～7863

東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・
岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府

→ ☎03(3230)7864・7865

大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・
山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・
熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

→ ☎03(3230)7866・7867

FAX 03(3230)8570（融資課共通） E-mail yushi@shigaku.go.jp（融資課共通）

融資の対象となる事業		融資の対象となる学校												返済期間	融資率
		大 学 院	大 学	短 大	高 専	高 校	中 等 教 育	中 学 校	小 学 校	特 別 支 援	幼 稚 園	専 修 校	各 種		
一般 施設 費	(1) 一般 〔校舎・園舎の建築事業、 校地・園地の購入事業等〕 ※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〔20年もの〕 20年 (うち据置2年)以内	80%以内
	〔新・増設〕 ※2	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	(2) 「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」 の補助金の対象となった事業	○	○											〔10年もの〕 10年 (うち据置2年)以内	補助金額と 同 額 以 内
	(3) 「私立大学等改革総合支援事業」の補助 金の対象となった事業	○	○	○	○										
	(4) 学術研究施設等の新築・増築・改修等 の事業	○	○											〔6年もの〕 6年 (うち据置1年)以内	80%以内
	(5) 次世代型学校施設整備事業 (高機能化施設の整備事業、温暖化対策事業等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(6) 防災安全機能強化に係る補助金の対象と なった改修事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20年 (うち据置2年)以内	100%以内
	(7) 建替え等の耐震改築事業 ※3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○		
整 教 育 費 環 境	(8) 校教具等の整備に必要な資金等									○	○	○		5年6か月 (うち据置6か月)以内	80%以内
	(9) 大型設備・情報技術整備等に必要な資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		10年 (うち据置2年)以内	
災 害 復 旧 費	(10) 特別災害 〔国から激甚災害の指定を受けた〕 補助金対象の災害復旧事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			25年 (うち据置2年)以内	補助金額と 同 額 以 内
	(11) 一般災害 (国の補助金対象以外の災害復旧事業(10)以外)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	(12) 復旧特別 〔東日本大震災の災害指定を受けた〕 補助金対象の原形復旧事業													25年 (うち据置5年)以内	補助金額と 同 額 以 内
	(13) 復旧一般 〔東日本大震災により被害を受けた〕 建物・校地の復旧事業((12)以外)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
対 公 策 費 害	(14) 公害防止対策のための施設整備事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21年 (うち据置3年)以内	80%以内
施 特 設 費 別	(15) 寄宿舍、国際交流施設、付属病院等の 建築や土地の購入事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		〔20年もの〕 20年 (うち据置2年)以内 〔10年もの〕 10年 (うち据置2年)以内	80%以内
	(16) バリアフリー化のために施設を改修 する事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

※1. 一般施設費においては、融資の対象となる学校が大学院～特別支援学校の場合、要件により私立学校施設高度化推進事業として国の利子助成制度の対象となります。私立学校施設高度化推進事業の融資金利は20年ものの金利を適用します。

※2. 〔●〕印の学校については、新たに認可を受け、開校・学部増・学科増・定員増等を予定している学校の事業も対象になります(一般施設費〔新・増設〕)。

※3. 〔◎〕印の学校については、補助金の対象となっている場合にご利用いただけます。

専修学校・各種学校の対象となる学科・課程の詳細は私学事業団ホームページ[助成業務のご案内▶融資▶融資ガイド(PDF)9頁]をご参照ください。

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ㊥

健全児と自閉症児の「混合教育」を
より推進するために

学校法人 武蔵野東学園 企画室長 山本 進次

半世紀そして未来へ

学校法人武蔵野東学園は、2014年11月11日に学園創立50周年を迎えます。



武蔵野東学園50周年ロゴ

武蔵野東学園は、「心と体の健やかな子どもを育てたい」という親の願いをこめて設立された武蔵野東幼稚園（1964（昭和39）年・東京都武蔵野市）からスタートした学園です。開園時に志願者の中にいた自閉症児を受け入れたことがきっかけで、健全児と自閉症児が分け隔てなく共に学ぶ体制『混合教育』と、自閉症児への愛と根気による独自の教育『生活療法（Daily Life Therapy®）』が始まりました。

※Daily Life Therapy®（生活療法）は学校法人武蔵野東学園の登録商標です。

教育困難といわれていた自閉症児に教育の成果が表れるにつれて、全国から入園希望が殺到。その後、卒園後の就学先で再び状態が悪くなる子どもがいたということもあり、「武蔵野東幼稚園と同じ教育方針の小学校を設立してほしい」という強い願いが親たちから出て、この願いが創立者や教師の思いと一体となり、当時文部大臣をされていた奥野誠亮先生の温かいご支援を受け、武蔵野東小学校（1977（昭和52）年・武蔵野市）を設立。同様の事情から6年後に武蔵野東中学校（1983（昭和58）年・小金井市）を、さらに3年後には自閉症児の社会的自立のための職業教育の場として武蔵野東技能高等専修学校（1986（昭和61）年・武蔵野市）を設立しました（平成26年度より武蔵野東高等専修学校に改称）。

本学園の自閉症教育は世界的な注目を浴び、アメリカなどからも入学を希望する児童が後を絶たず、1984（昭和59）年にはその数40名に達しました。アメリカの親たちの強い要望を受け、1987（昭和62）年に州の認可を受けて、ボストン東スクール（アメリカ・マサチューセッツ州）を開校。同スクールは州や市からの公的補助を受けて321歳の自閉症児に対し『生活療法』による教育を行っています（在籍者の国籍は約80％がアメリカ、約10％がイギリス、残りの約10％が諸外国）。1997年にはNCASES（全米特殊教育認定委員会）から、全米で7校目の優良校の認定を受けました。

毎年ボストンでは学園の生徒数名が研修生として学ばせていただくほか、相互の交流活動やスカイプミーティングなど「姉妹校」として活発な交流が現在も行われています。



みんななかよし（幼稚園）

今や世界に広がる教育を行っている学園の創立者は北原勝平と北原キヨ。

学園の教育のすべてを創出し構築した北原キヨは、教育に身を捧げ尽くして1989（平成元）年1月14日急逝（63才）。1995（平成7）年4月16日には北原勝平が逝去しましたが、遺業を受け継いだ教職員は、北原キヨが作り上げた『混合教育』と『生活療法』をさらに発展させるべく、寺田欣司理事長のもと、日々実践と研究に取り組み現在に至っています。

学園の教育の特色について

本学園は『混合教育』と『生活療法』という、日本はおろか世界にも例のない教育システムを持つ学園です。この教育が子どもたちにどのような影響を与えるか、理事長の寺田は保護者や来園くださった皆様に以下のような説明をしています。

『混合教育』と『生活療法』を行っている本学園の教育方針の2つの柱は「自立」と「心の教育」であり、そしてそれを支える「親と教師の協同体制」に特色があります。

本学園は健全児、自閉症児を問わず、幼稚園から高等専修学校に至るまで、子供の成長に即し、一貫して「自立への指導」を行っています。幼稚園においては、入園後早い時期から、親の手助けを最小限にするための生活自立訓練を行い、小学校、中学校と成長する

に従い、与えられた目標の達成に挑戦する、自分で自分の目標を立てられるようにする、さらに目標を高く持つ習慣をつけます。そして中学時代から確かな職業観を養わせ、高等専修学校では職業教育に重点を置いていきます。



自閉症児たちによる劇の発表を裏方で支える健常児たち（中学校）

子どもたちの社会的自立を確かなものにするには「心の教育」が必要です。ここ数年、学校教育の現場で子どもが起こした恐ろしい事件が頻発し、「心の教育」の重要性が叫ばれました。その「心の教育」とは何を指すのか。それは他者に対する思いやりの心をはぐくむ教育にはかなりません。どんなに学力、能力を磨いても、周囲の人に受け入れられなければ、真の社会的自立

はありません。周囲の人々に受け入れられるとは「他人の心が分かり、自分をそれに合わせるができる」ことが必要です。つまり、「心の教育」は社会的自立のために必要不可欠なものです。

ある人は言いました。

「教養とは他人の心が分かることをいう」

そして教育は教養を高めるために行われるものです。つまり「心の教育」がない教育は、片手落ちの教育なのです。

本学園には多数の自閉症児が通学しており、健常児と生活を共にしています。こうした環境の中で育つ健常児たちは、自然に障害ある友達に対する思いやりの心、他人に対する思いやりの心をはぐくみます。

『混合教育』は、本学園が創立以来実践してきたシステムです。しかし、本学園の教職員は、『混合教育』が、自閉症児の自立のための環境づくりとして適していること以上に、健常児たちの健やかな心の成長、そしてそれに続く真の社会的自立に大きな教育効果を見せていることを見て取ってきました。

とりわけ健常児たちへのよい刺激となっているものは、自閉症児たちの自立に挑戦する姿です。自閉症児たちが教師の指導を受けながら、長い時間と根気をもって繰り返し訓練に励む姿

は、健常児たちのがんばり精神を自然とはぐくむのです。自閉症児にとって『生活療法』は、気の遠くなるような訓練を毎日繰り返し行うものだからです。

子どもになぜ教育を施すか、それは子どもが自分自身で自分の人生目標を立てられるよう、社会的自立を確かなものにするために行われるものです。学力の向上を目指すことは、より高い目標を立てそれを実現するための、そして社会的自立のための手段です。このとき手段と目標を取り違えれば、学力はあっても頭でっかちで、他人を思いやる気持ちに乏しい、周囲の人々に受け入れられたい、真に社会的自立ができたとはいえない大人ができることとなります。「学力の向上」と「心の教育」は「教育の実践」においてまさに車の両輪なのです。

「自立と心の教育」そしてそれを支える児童・生徒と教師そして保護者、この三者が一体となつてかもし出すハーモニー、これが武蔵野東学園の教育の最大の特徴です。



カキツバタ咲くビオトープと水車（小学校）

「混合教育」のこれから

学園では50周年を機に、幼稚園園庭のリニューアル、小学校教室等のリニューアル、中学校の増改築、高等専修学校自閉症者自立支援施設の開設、教育センターの教育記録データベースの構築、公開授業・記念美術展、奨学金制度の創設、タイムカプセルの設置など、すでに完了したもの、今後の実施となるものなど進捗は様々ですが、より魅力ある学校づくりの一助となる事業を進めています。

そんな中、今まで混合教育環境の整備を少しずつ進めてきたものの、最後まで物理的制約から残ってしまった小学校低学年での健常児と自閉症児のクラスが離れてしまっているという課題があります。校舎建て替えを待つのでは遅すぎるのではないかと、なんとか学年以上と同様に隣接して設置できないか、そのためにはどのような工夫が必要なのかを検討しています。

「そして未来へ」この50周年記念事業が学園の次の世代への確かなバトンとなることを願って。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

山本 進次（やまもと しんじ）

武蔵野東学園企画室長。小学校主事・中学校副校長などを経て、2008年より現職。

平成26年度の年金額

4月分（6月定期支給）から0.7%の引き下げ

年金部 年金第一課

共済業務

○ 年金額は0.7%の引き下げとなりました

総務省から発表された「平成25年平均の全国消費者物価指数」（以下「物価指数」といいます）の対前年比変動率は、0.4%となりました。

また、平成26年度の年金額改定に用いる「名目手取り賃金変動率」*は0.3%となりました。

この結果、平成26年度の年金額は、特例水準の段階的な解消（平成26年4月以降マイナス1.0%）と合わせて、0.7%の引き下げとなります。

年金額の改定

法律上で本来想定している年金額（以下「本来水準の年金額」といいます）は、基本的に現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっています。新たに年金を受給し始めるときの年金額（新規裁定年金）は名目手取り賃金変動率によって改定し、受給中の年金額（既裁定年金）は購買力を維持する観点から物価変動率により改定することとされています。

ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定することとされています。平成26年度については、名目手取り賃金変動率（0.3%）よりも物価変動率（0.4%）が高くなったため、名目手取り賃金変動率（0.3%）が採用されます。

なお、現在は一般的に、本来水準の年金額よりも高い「特例水準」の年金額となっていますが、特例水準は次のとおり段階的に解消することとなっています。

〔*「名目手取り賃金変動率」とは、物価変動率（物価の動き）、実質賃金変動率（現役世代の賃金の動き）、可処分所得割合変化率（社会保険料や税を除いた賃金の動き）の3要素を乗じて算出されたものです。〕

特例水準の段階的な解消

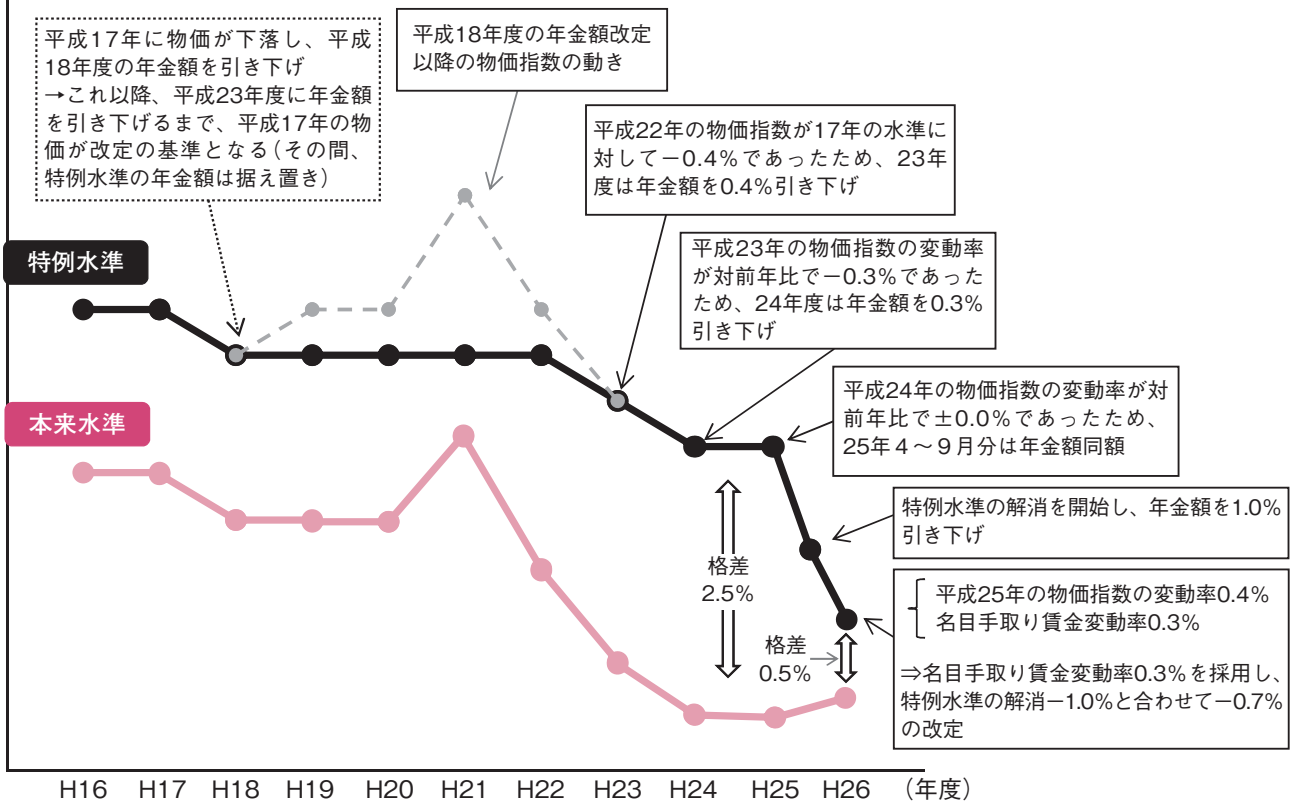
平成25年9月分までの年金額は、特例措置により平成11年から13年までの物価指数の下落を平成12年度から14年度の年金額に反映させずに据え置いたこと等により、本来水準の年金額よりも2.5%高くなっていました。

この特例的に高くなっている水準について、現役世代の年金額の確保につなげ、世代間の公平を図るため、特例水準の計画的な解消を図ることが法律で定められました（「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）」）。

この法律は平成25年10月に施行され、平成25年10月からマイナス1.0%（実施済）、平成26年4月からマイナス1.0%（今回の改定により実施）、平成27年4月からマイナス0.5%と、段階的に高い水準を解消するスケジュールとなっています。

今回の改定は、特例水準の解消にかかるマイナス1.0%と、本来の改定水準である0.3%を合わせた結果として、平成26年4月分からマイナス0.7%となりました。

○年金額改定の推移(概念図)



○新共済法による年金額の改定

<特例水準>

年金額を構成する定額部分、給与比例部分、職域加算部分の計算に用いる物価スライド率を0.7%改定することにより、年金額を改定します。なお、給与比例部分、職域加算部分を計算する際の物価スライド率は、加入者期間により異なります。また、加給年金額なども同様に改定します。

<本来水準>

年金額を構成する給与比例部分、職域加算部分の計算に用いる「平均標準給与(月額)」を算出する際に乗じる再評価率に、今回の名目手取り賃金変動率(0.3%)を反映させることによって改定します。また、加給年金額なども同様に改定します。

○旧共済法による年金額の改定

年金額を構成する定額部分、給与比例部分の計算に用いる物価スライド率を改定することにより、年金額を改定します(改定前 0.968 → 改定後 0.961)。

○改定後の年金額の通知等

改定後の年金額は、「改定通知書」等でお知らせしています。また、改定後の年金額の支給は6月定期支給(4・5月分)からとなります。

付加給付等の見直し

企画室

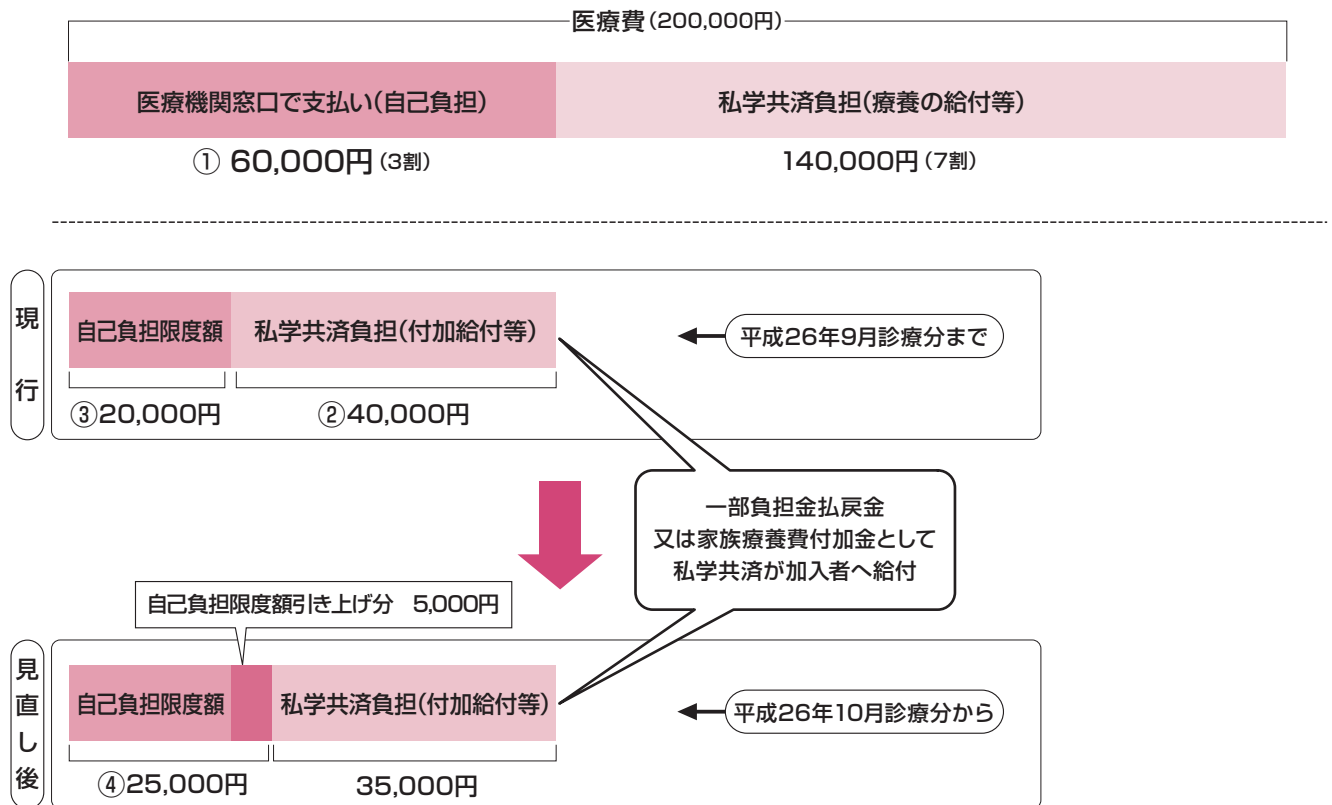
平成26年10月1日以降の診療分から、一部負担金払戻金及び家族療養費付加金（家族訪問看護療養費付加金を含みます）の自己負担限度額を2万円から2万5000円に見直します。

医療費の適正化を背景とした健康保険組合及び公務員の共済組合における付加給付等の見直しの動向を踏まえて、医療費にかかる一部負担金の払戻し及び家族療養費付加金を算定する際の自己負担限度額を見直します。

加入者証等を使って病院等で診療を受けたときに窓口で支払った金額（下図①）から、後日払い戻しする金額（下図②）を差し引いた自己負担額（下図③）が下図④のとおり5000円引き上がります。



▶付加給付等の計算例【医療費が20万円かったとき】



保健事業の見直し

福祉部保健課

人間ドック利用費用補助事業

4月1日健診分から、補助額は利用料金（消費税は除きます）の50%、補助上限額は2万5000円になりました。

メンタルヘルス等相談事業の創設

私学事業団の加入者や被扶養者の抱える心身の健康に関する不安や悩みを、本事業団専用の相談窓口（電話及び面談）で受け付け、専門家による病気の早期発見・早期治療、ストレスや不安の軽減に結び付けていく事業を創設いたします。

平成26年7月1日受付開始を予定しており、現在実施方法等について検討しています。

詳細につきましては、月報私学6月号、加入者向広報「レター」7月号及び私学共済ホームページでお知らせします。

平成26年度 第1回
私学共済事務担当者研修会

7月15日(火)～8月21日(木)

広報相談センター 相談班

今年度も初任者を対象として私学共済制度の業務内容や事務手続きなどの基礎的事項を中心とした事務担当者研修会を各ガーデンパレスで開催します(会場・日程等は下表参照)。詳しくは、4月分掛金納付通知書(5月中旬送付)に同封する「開催案内(参加申込書付)」又は私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」をご覧ください。

●参加対象者等

- ・学校法人等の共済事務担当者
- ・各学校から2名まで
- ・参加は1人1コースのみ

●研修内容

テキスト及び「事務の手引」を基に基礎的な業務内容の研修を行います。

(1) 2日コース

私学共済制度の業務全般(主に資格・短期・長期)。

(2) 1日コース

私学共済制度の業務の中で、研修希望の多い資格・短期及び長期の部門ごと。

●申し込み方法等

(1) 申込期限

開催案内の「平成26年度 第1回私学共済事務担当者研修会参加申込書」により、5月30日(金)「必着」までに共済事業本部へ郵送によりお申し込みください。

(2) 参加通知

参加の可否は、6月中旬に学校法人等宛てにお知らせします。
・各コースの定員を超えた場合は、抽選となります。
・応募者が著しく少ないコースは、中止とさせていただきます場合がありますので、あらかじめご了承ください。

共済業務

研修会会場・日程等一覧

会 場	コース番号	実 施 日	スケジュール	定 員	研 修 内 容
札幌ガーデンパレス	①	7月30日(水)～7月31日(木)	2日	50名	共済業務全般
仙台ガーデンパレス	②	7月23日(水)～7月24日(木)	2日	40名	共済業務全般
東京ガーデンパレス	③	7月15日(火)	1日	60名	資格・短期
	④	7月16日(水)～7月17日(木)	2日	60名	共済業務全般
	⑤	7月28日(月)～7月29日(火)	2日	50名	共済業務全般
	⑥	7月31日(木)	1日	70名	長 期
	⑦	8月5日(火)	1日	70名	長 期
	⑧	8月7日(木)～8月8日(金)	2日	50名	共済業務全般
	⑨	8月19日(火)	1日	70名	資格・短期
	⑩	8月20日(水)～8月21日(木)	2日	60名	共済業務全般
名古屋ガーデンパレス	⑪	8月19日(火)	1日	50名	資格・短期
	⑫	8月20日(水)～8月21日(木)	2日	50名	共済業務全般
京都ガーデンパレス	⑬	7月29日(火)～7月30日(水)	2日	40名	共済業務全般
	⑭	7月31日(木)	1日	40名	長 期
大阪ガーデンパレス	⑮	7月15日(火)	1日	70名	資格・短期
	⑯	7月16日(水)～7月17日(木)	2日	70名	共済業務全般
	⑰	8月5日(火)	1日	70名	長 期
	⑱	8月6日(水)～8月7日(木)	2日	50名	共済業務全般
広島ガーデンパレス	⑲	7月23日(水)～7月24日(木)	2日	45名	共済業務全般
福岡ガーデンパレス	⑳	8月5日(火)	1日	60名	資格・短期
	㉑	8月6日(水)～8月7日(木)	2日	50名	共済業務全般

平成26年度 第1回
私学共済事務担当者連絡会

6月4日(水)～6月26日(木)

広報相談センター相談班

～皆様の「ご出席をお待ちしています」～

事務担当者連絡会は、各事務担当者に最新の情報をお知らせすることを目的として、いますので、ぜひご出席ください。また、日ごろの業務に関するご質問等にもお答えします。

●開催日及び会場等

4月分掛金納付通知書(5月中旬送付)に同封する「開催案内」又は私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」をご覧ください。

●開催時間

午後1時30分～4時

(注)東京会場については、6月4日(水)は午前9時30分～12時の開催、6月9日(月)は午前9時30分～12時と午後1時30分～4時の2回に分けての開催となります。

●内容

- 1 平成26年度の事業計画の概要
 - 2 社会保障協定
 - 3 平成26年度の年金額
 - 4 各業務からのお知らせ
- (1)都道府県補助金
(2)資格関係

資格取得時の基礎年金番号の報告等

(3)短期給付関係

付加給付の見直し等

(4)保健関係

特定健康診査及び特定保健指導等

(5)貸付関係

貸付金の償還方法

(6)広報関係

広報誌の表紙や取材校の募集

●出席カードの記入

連絡会当日は、出席カード(会場で配付するテキストについています)を記入していただきますので、必ず学校番号を確認のうえご出席ください。

●その他

事前のお申し込みは必要ありませんので、当日会場に直接お越しください。

平成26年度
生涯生活設計
セミナーの開催

福祉部保健課

私学事業団では、加入者の皆さんの退職後のセカンドライフを、豊かで実りあるものにするための一助となるよう「生涯生活設計セミナー」を毎年開催しています。昨年度同様、教職員生涯福祉財団との共催により講義と実習を併用して行います。

申し込み方法等は次のとおりです。多数の方のご参加をお待ちしています。

開催日・会場	募集人数
7月28日(月) 東京ガーデンパレス	各50名
7月29日(火) 東京ガーデンパレス	
8月1日(金) 京都ガーデンパレス	
8月5日(火) 仙台ガーデンパレス	

対象者

加入者とその配偶者

参加費

- ・一人参加 3000円
 - ・夫婦参加 6000円
- *テキスト代・昼食代等を含みます。

時間

午前9時30分～午後5時5分

宿泊の手配・費用

各自で手配してください。費用は自己負担です。

申し込み方法

①参加者氏名(年齢) ②加入者番号 ③参加者の郵便番号・住所 ④自宅の電話番号 ⑤所属学校名 ⑥学校の電話番号・内線番号 ⑦希望日(第二希望まで)を明記のうえ、ハガキ又は封書で申し込んでください。また、私学共済ホームページ(きょうさいトピックス)から申し込むこともできます。

申し込み・問い合わせ先

〒160-0001
東京都新宿区四谷3丁目12
フロンティア四谷 6階
一般財団法人 教職員生涯福祉財団
事業部「セミナー担当」
☎03(5368)1882

申込締め切り日

6月10日(火) 必着

*申込者数が募集人数を超えた場合は、抽選となります。結果は締め切り日から7日以内にご連絡します。

*都合によりキャンセルされる場合は、早めに文書で連絡してください。

主催

日本私立学校振興・共済事業団
一般財団法人 教職員生涯福祉財団

積立共済年金・共済定期保険 平成26年度前期募集 (平成26年10月1日加入)

募集期間 6月2日(月)～6月30日(月)私学事業団必着

福祉部 保健課

■積立共済年金(つみきょう)

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金の補完的な制度です。この制度には次の2コースがあります。

税制適格コース(個人年金保険料控除の対象)	自由選択コース(一般生命保険料控除の対象)
満65歳までに10年以上掛金を積み立て → 退職(脱退)後、年金及び一時金を選択	満65歳までに2年以上掛金を積み立て → 退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険 及び一時金を選択

※満55歳未満で退職(脱退)した場合は、一時金のみを選択となります。

積立金増額のための「中途一時払」ができます。

口数	1口(10万円)～100口(1,000万円)までの任意の口数
加入要件	①中途一時払は、税制適格コース・自由選択コースそれぞれに掛金積み立て(払い込み)期間中1回のみ申し込みができます。 ②中途一時払は、すでに該当コースの月払いへ加入している場合に申し込みができます。 なお、自由選択コースにおいて、月払掛金を払い込み中止(全部減口)している場合、中途一時払の申し込みはできません。事前、又は同時に月払掛金の払い込み再開(最低2口以上)が必要となります。 ③制度への新規加入及び未加入のコースへの加入と「中途一時払」の同時申し込みはできません。この場合は「加入時一時払」を利用してください。

■共済定期保険(きょうさいていき)

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

前期募集では「家族年金コース」・「医療保障コース」及び「学校加入コース」の申し込みを受け付けます。

家族年金コース 加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。
(主契約です) 独身の人も加入することができます(配当金を還付 平成24年度47.59%)。

家族年金コースの 加入が条件です (11月)で募集は後期です	医療保障コース 病気やケガで5日以上入院したときの保障(配当金を還付 平成24年度47.40%)
	医療費支援コース 日帰りからの入院も保障(その他手術、女性疾病にも対応)
	3大疾病保障コース がん・急性心筋梗塞・脳卒中になったときの保障
	長期休業補償コース 病気やケガで長期の休職となったときの保障

学校加入コース 学校法人等が保険料を負担し、加入者への弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています(配当金を還付 平成24年度47.59%)。

共済定期保険専用フリーダイヤル ☎ 0120 (716) 267 (平日午前9時～午後5時15分)

■申し込み方法

積立共済年金では「新規加入」と「コース加入・口数変更(増口・減口)」の申し込みを受け付けます。

共済定期保険では「新規加入」の申し込みのみを受け付けます(既加入者の内容変更等は後期(11月)申込期間内のみとなります)。

申し込みにあたっては、パンフレットに記載されている加入者資格(告知内容)、支給条件等を確認のうえ、手続きをしてください。

送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

積立貯金の募集締め切り

前期募集の締め切りは5月23日(金)必着です。

締め切り間際での送付については、送付誤りのないよう必ず下記の貯金関係書類送付先をお願いいたします。

〒101-8709 日本郵便株式会社神田郵便局私書箱第103号

私学事業団 共済事業本部 福祉部保健課貯金係

海外研修旅行の申し込み締め切り

夏期コースの参加申込締め切り日は5月30日(金)必着です。各コースとも募集人員(30名)を超えた場合は抽選となります(先着順ではありません)。

詳しくは、本誌4月号又は私学共済ホームページ「福祉事業のご案内」▶とくとく情報▶全国共通▶をご覧ください。【福祉部 保健課】

永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一覧表を、5月16日(金)に学校法人等宛てに送付します。

該当する加入者の皆様に配付をお願いします。

※対象となる加入者は、4月1日現在加入者期間が通算して25年、30年、35年、40年、45年…の節目に当たる人です。平成26年度に限り、満50歳以下で前述の加入期間にかかわらず25年以上の加入者にも贈呈します。

【福祉部 保健課】

平成25年度 特定健康診査にかかる 健診結果データの提出期限

平成25年度の健診結果を提出されていない学校法人等は、5月30日(金)までに提出をお願いします。

この期限以降に提出された場合は、健診結果を掲載した健康情報冊子「QUPiO」及び「特定保健指導利用券」を送付できない場合があります。【福祉部 保健課】

標準給与基礎届(定時決定)等の 磁気媒体による報告

定時決定の「標準給与基礎届」や賞与支給時の「賞与等支給報告書」は、磁気媒体による報告ができます。私学共済ホームページから磁気媒体作成機能や磁気媒体の内容チェック機能をダウンロードして作成していただければ、事前申請・承認の必要はありません。学校法人等で磁気媒体を作成する場合も、必ず提出する前にチェック機能のプログラムを利用し、送付状及び必要事項を記載したラベルを磁気媒体に添付して提出してください。

なお、磁気媒体の報告を開始すると、翌年以降の基礎届などの用紙は送付しません。磁気媒体による報告を取

り止め、用紙による報告に切り替える場合は、文書により申し出てください。

磁気媒体による申請の詳細は、私学共済ホームページ▶「事務担当者コーナー▶磁気媒体での申請」をご確認ください。

※平成26年4月からUSBメモリーでも報告が可能となりました。【業務部 資格課】

「私学共済ブック2014」〔保健・宿泊編〕 「レター」5月号等の送付

「私学共済ブック2014」〔保健・宿泊編〕、加入者向広報「レター」5月号等を5月下旬に学校法人等宛てに送付します。送付部数は、4月末現在の加入者数(後期高齢者医療制度の被保険者となった人を含みます)となります。不足の場合は、広報班まで連絡してください。

【広報相談センター 広報班】

貸付けの申込締め切り日に ご注意ください

6月23日送金分は5月30日(金)が締め切り日となります。通常の締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日曜日又は休日のときは繰り上がりますのでご注意ください。【福祉部 貸付課】

5

月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 4月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(木)	貸付 6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金
23日(金)	貯金 前期加入申し込み・払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(水)	掛金 4月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 5月分定期償還口座振替(自振校のみ)
30日(金)	貸付 6月23日送金申し込み締め切り 平成25年度特定健康診査結果データ提出期限

6

月の共済業務スケジュール

	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
2日(月)	掛金 4月分納期限 貸付 送金
6日(金)	貸付 5月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

人事異動

職員の内は前職
◆本部職員 (平成26年4月1日付)
 審議役 五木田 啓文 (福祉部長)
 融資部長 小瀬 孝雄 (助成部長)
 助成部長 熊谷 賢次 (融資部長)
 業務部長 曾我 雄一 (大阪会館館長)
 福祉部長 高橋 正友 (審議役)
 企画室次長 堀 敏明 (総務課長)
 財務部次長 田中 裕介 (補助金課長)
 企画室参事 (助成業務担当) 鈴木 祐二 (システム管理室参事〔助成システム〕)
 総務課長 野田 文克 (総務部参事〔人事担当〕)
 総務部参事 (人事担当) 中山 正之 (融資課長)
 経理第一課長 荒谷 泉 (経理第一課長補佐)

経理第二課長 大谷 和正 (広島会館館長)
 契約課長 麻賀 昭和 (年金第二課長)
 システム管理室参事(助成システム) 佐藤 周 (寄付金課長)
 経営支援室長 岡田 綾子 (融資課長補佐)
 融資課長 吉田 秀樹 (経理第一課長)
 補助金課長 田辺 和秀 (文部科学省出向)
 寄付金課長 佐藤 克則 (企画室参事〔助成業務担当〕)
 資産運用室参事 田代 雅之 (湯島会館管理部長)
 資格課長 天野 美佐子 (契約課長)
 短期給付課長 櫻井 星二 (相談班長)
 年金第二課長 椋野 達男 (保健課長補佐)
 保健課長 千本 英治 (管理課長)

管理課長 廣田 浩一 (資産運用室参事)
 営繕班長 陣場 章 (主計課長補佐)
 相談班長 高橋 大平 (愛知会館館長)

◆会館 (平成26年4月1日付)
 大阪会館館長 松村 太 (業務部長)
 愛知会館館長 石井 邦夫 (保健課長)
 広島会館館長 村上 恵三 (経理第二課長)

◆東京臨海病院
 院長 退任 山本 保博 (平成26年3月31日付)
 新任 丹正 勝久 (平成26年4月1日付)

◆本部職員 (平成26年4月14日付)
 私学経営情報センター参事 杉野 可愛 (文部科学省大臣官房政策課専門官)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査の提出について ご協力をお願いします

■5月30日(金)提出締切

対象：大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人
 【 】は調査票区分を表しています。

- ①学校法人の概要関係【010、020、040、045、050、060】
- ②役員数・役員個人票【075】
- ③学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数【110】
- ④入学試験区分別入学志願者等学生数関係(大学等部門)
【111、112、113、114、117、118、119、121】
- ⑤編入学及び通信教育に係る学生等数【115、120】

- ⑥学生・生徒・児童・幼児一人当たりの納付金(高等学校等部門)【130】
- ⑦教員・職員数【210】
- ⑧大学等専任教職員個人票関係(大学等部門)【220、230、240、250】
- ⑨土地・建物面積等【310、320】

※詳しくは、平成26年度学校法人基礎調査「操作マニュアル・入力要領」をご覧ください。

【私学経営情報センター 経営支援室】

☎03(3230)7840~7843

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

エビとカニの宝庫・北海道におこしく下さい。

オホーツク海の流氷が沖に遠ざかる「海明け」を迎えると、漁解禁された甘エビやボタンエビが春の食卓を彩ります。春から夏にかけて水揚げされる「時鮭（別称：ときしらす）」は脂の乗りが抜群で、「札幌まつり」（6月14日～16日）に沸く道産子のご馳走として親しまれています。オホーツクの毛ガニも今が旬です。札幌ガーデンパレスに宿泊してご賞味ください。



札幌まつり（画像提供：札幌市）

『私学メンバーズカード会員限定』

特別ご宿泊プラン

（平成26年6月30日まで）

- ・最大24時間ステイ
（チェックイン12時・チェックアウト翌12時）
- ・ミネラルウォーター&入浴剤プレゼント

デラックスシングル	食事なし(1名様)	5,800円
	朝食付き(1名様)	7,000円
デラックスツイン	食事なし(2名様)	9,800円
	朝食付き(2名様)	12,200円

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
札幌ガーデンパレス

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(261)5311
 (JR「札幌」駅南口から徒歩7分。地下鉄「大通」駅下車、徒歩5分。札幌駅前通地下歩行空間⑥番出口又は⑧番出口から徒歩3分) <http://www.hotelgp-sapporo.com>

融資事業のご案内

平成26年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成26年5月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	1.3	0.7	0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.4	0.8	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.7	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

26年度融資事業については、現在受付中です。なお、「事業団融資のご案内」(4、5頁)も併せてご覧ください。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp